

当薬局の開局時間

月水金9：00～20：00

火木9：00～19：30

土9：00～13：00



日祝休日

厚生労働省の定める点数表に基づき、夜間・休日の処方せん受付に対する加算を算定しています。当薬局は下記の時間帯が対象となります。

夜間・休日等加算の対象時間 平日 19：00以降 土曜 13：00以降
日・祝・年末年始（12/29～1/3）終日

調剤管理料、服薬管理指導料



当薬局では、お薬を安全・安心にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しております。薬剤情報提供を作成し、薬剤に関する基本的な情報を提供します。体調変化、服薬状況などをもとに薬学的な知見に基づいた情報を提供します。継続的にフォローを実施し、必要に応じて処方医と連携します。調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせなどを説明し、薬剤服用歴に記載します。

調剤管理料：処方内容、処方日数に応じて算定されます。

服薬管理指導料：下記の通り算定されます。

- 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合 45点
- 1の患者以外もしくは1の患者であって手帳を忘れた患者に対して行った場合 59点
- 介護老人福祉施設等に入室している患者に訪問して行った場合 45点
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合
イ 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合 45点
ロ イの患者以外もしくはロの患者で手帳を忘れた患者に対して行った場合 59点

服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合） 59点

- 医療情報取得加算 1 施設基準を満たす保険薬局において調剤を行った場合 3点（6カ月に1回）
2 1であってオンライン資格確認により患者に係る診療情報を取得した場合 1点（6カ月に1回）

オンライン資格確認を行う体制を有しています

薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得、活用し調剤を行います

お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します

当薬局では医療費をおさえお薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています

当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤しております。

個別の調剤報酬選定項目の分かる明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に進めていく観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行いたしております。明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様にも明細書の発行が義務付けられています。

個人情報に関する基本方針

基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬学サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

- 当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。
- 個人情報保護法のガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
 - 個人情報の取り扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取り扱い責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
 - 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・毀損の防止に努めます。
 - 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
 - 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
 - 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分に理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監査・改善措置体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しない場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩、滅失、毀損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いについてご質問やご不明な点がある場合

地域支援体制による調剤について（該当店舗のみ）

- 平日は1日時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上調剤し、かつ24時間以上調剤しています
- 120品目以上の医薬品を備蓄しています。 ●医療材料及び衛生材料を併用できる体制を整えています ●プライバシーに配慮した構造です
- 常時または24時間調剤し、24時間調剤および在宅薬局に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。
- 在宅薬局の体制を整えています。在宅薬局があります。在宅支援にかかわる診療科や病棟訪問看護ステーションとの連携をとれるようになっています。
- 当該薬局の存する地域の保健医療機関または保険薬局（同一グループの保険薬局を除く）に対して有償の調剤、医薬品の融通の連携を行います
- 障がい者雇用の割合を定めています。
- 健康相談または健康教室を行っています。一般用医薬品（基本的な48薬品など）を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧めています。
- 調剤事務の品質向上を図るため、定期的な研修・学習などで研究開発を行っています。
- インターネットを通じた情報収集と発信（PMDAメディアなど）を行っています。
- かかりつけ薬剤師候補に係る届出を行っています。 ●管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。（調剤業務年以上、同一の保険薬局に24時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- 健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（ブレイクポイント）の把握・収集と副作用報告にかかる手順書を作成し、報告できる体制を整えています。
- 処方せんの廃棄率が85%を超える薬局では、廃棄品の調剤割合が70%以上あります。
- 緊急対応室を取り扱っています ●オンライン診療に伴う緊急対応室の調剤を行います
- 製剤以外の販売先

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきますことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合はお申し出ください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導料

（医療保険対象者）
1点＝10円 10点＝10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物住居者以外
650点/回（1人）



同一建物住居者
320点/回（2～9人）
290点/回（10人以上）

オンラインによる服薬指導に関して 59点

自己負担率等により金額が変わります。

滋賀県知事指定介護保険事業所

居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費

（介護保険対象者）
1単位＝10円 10単位＝10円（1割負担） 30円（3割負担）



同一建物住居者以外
518単位/回



同一建物住居者
379単位/回（2～9人）
342単位/回（10人以上）

オンラインによる服薬指導に関して 46単位

自己負担率等により金額が変わります。

漢方舎アルカ薬局

当薬局の施設基準に関するご案内

当薬局の施設基準については、下記の通りです。

ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせください

調剤基本料1 45点 後発医薬品調剤体制加算2 28点
連携強化加算 5点
医療DX推進体制整備加算 4点

厚生労働大臣が定める基準により調剤基本料を算定しております。

後発医薬品使用を進めています。後発医薬品の使用状況を集計し厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に、変更率に基づいた後発医薬品調剤体制加算を算定しています

地域医療に貢献する体制を構築しております。厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に地域支援体制加算を算定しております。

患者の情報を取得し、調剤・服薬指導を行う際に情報を開示活用しています

医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます

電子処方箋を活用するなど、医療DXに係る取り組みを実施しています

改正感染症法に基づく第二種指定感染症医療機関です

オンラインによる服薬指導を行うことができます

災害又は新興感染症の発生時等の非常時に、他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県と連携し調剤を行います

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで次回からかかりつけ薬剤師が担当します。かかりつけ薬剤師が不在のときは、連携する他の薬剤師(専任)が対応します。かかりつけ薬剤師は保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に24時間以上勤務しています。（育児・介護など時間短縮の場合は24時間4日以上）。（育児・介護など時間短縮の場合は24時間4日以上）。

薬剤師認定制度認証機関が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取り組みに参画しています。

取り扱う要指導医薬品や一般医薬品について

要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品 第2類医薬品	第3類医薬品
医療用医薬品から新たに市販薬にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。薬剤師が書状を用いて必要な情報提供を行い、販売します。個別的なことができない場合に陳列されています。	一般用医薬品 使用上特に注意が必要な医薬品です。薬剤師が、書状を用いて必要な情報提供を行い、販売します。個別的なことができない場合に陳列されています。	一般用医薬品 原則上、注意が必要ない医薬品。薬剤師または登録販売員が必要な情報提供に努め、販売致します。商品に添付されることできます。 指定された医薬品 指定された医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「してはいけないこと」を必ずご確認ください。情報提供しやれ場所に陳列されています。	一般用医薬品 要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。 薬剤師または登録販売員が必要な情報提供に努め、販売致します。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

善悪相談相談窓口

大津市保健所

受付時間

9：00～17：00

電話番号

077-522-6755

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお問い合わせいただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆さまの個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

- 当薬局は、個人情報の下記の目的達成に必要な範囲で利用致します。
- 当薬局における調剤サービスの提供
 - 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、歴症歴、アレルギー、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
 - 病歴、診療歴、薬歴、訪問介護ステーション、介護サービス事業所などとの必要な連携
 - 家族などへの薬に関する説明
 - 医療保険事務（善悪支払機関への調剤報酬明細書の提出、善悪支払機関または保険者からの照会への回答など）
 - 保険会社への相談または届け出など
 - 調剤サービスや薬の維持・改善のための基礎資料
 - 外部連携機関への情報提供
 - 当薬局で行う症例研究

漢方舎アルカ薬局

（お問い合わせ先） 〒654-0161 神戸市須磨区弥生台1-3-3

開設者：中島 康伸

電話番号 078-791-8861

ファクシミリ 078-796-3311

個人情報取扱責任者：高原 善健

ホームページ <https://arka.co.jp>

健康相談

お薬相談

健康チェック

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

取扱い公費負担医療

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核療養者の適正医療
- 生活保護法による医療扶助
- 障害者総合支援法による更生医療
- 障害者総合支援法による育成医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費
- 中国残留邦人等…に関する法律による医療支援給付
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援

